

◎具体的検討項目に追加する事項

【対応案】 A:確認のみとする事項
 B:具体的検討項目に追加する事項(既に具体的検討項目としているものも含む)
 C:その他

資料2
 (H27.05.27)

対応(案)	番号	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	備考
議会運営に関すること					
C	1	一般質問・議案質疑の発言調整について(議会運営)	現在は通告順となっている。病院長等の出席要請や、議論の重複防止・集中審議。		議運で検討する内容であるためCとする。
A	2	会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて	基準がない。持ち込み禁止に。(スマホで何をしているのか?と疑念をいだかれないための取組み)		
A	3	請願に対する本会議場質疑の実施	現状では委員会のみが質疑の場となっており審査の状況としては不十分である。本会議場において質疑を実施すべき。	東松山市議会等では本会議場において紹介議員への質疑を実施している。	
議会の権能強化(議会機能の強化)					
B	4	緊急時における議会の対応と政策提案のあり方	地震等災害時等、緊急時の対応のしかた。地震等災害時等、緊急時の政策に対する提案、提言方法のあり方。・・・臨時議会、委員会等。		
	5	災害時の対応マニュアルまたはBCPの策定	災害時に議員として議会として役割を果たすための対応指針をまとめる。	浜松市など行動マニュアルを策定している。大津市は地方議会で初めてBCPを策定した。	
	6	災害時における議会の対応のマニュアル化	災害時に議会や議員の対応をマニュアル化して具体化をする。	大津市のマニュアルを参考	

対応 (案)	番号	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	備考
議会の権能強化（議会機能の強化）（つづき）					
B	7	議決事件の拡大	行政に対する監視機能を強化し責任を持つために、重要な計画等を議決事件として加える。	四日市市、栗山町など（地方自治法第96条第2項の議決事項）	
情報の公開と共有					
A	8	議会ごとの質問者・質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表	現状は特定の議員が質問全体の大半を行っており議会全体が活性化しているとは言い難い。一覧ですぐわかる場所に公表されるべき。	公表に市民の不利益は伴わないため他市事例は不要。	
A	9	本会議質問で使用了「パネル」の議事録への掲載。	議事録を読みやすくするため、パネルで示した図表、写真などを議事録へ掲載する。		
市民参加のあり方					
B	10	市民との意見交換会	多様な市民の意見を市政に反映するために、市民（各分野）との活発な意見交換をし、積極的な市民参加を求める。	会津若松市・・・地区別、分野別に実施	
その他					
B	11	議会 I T 化の実施	タブレットの導入、ペーパーレス化の実施、出欠・資料提出・通告等の電子化について早期実現を念頭に協議する。	他市での導入事例はあるが可能であれば他市よりも進んだものに挑戦するべき。	具体的検討項目「議会資料等のペーパーレス化」の中で検討する。
	12	議会に I T の導入	タブレットの購入で、ペーパーレス化の実施	視察をおこなった鳥羽市の実情を確認	同上
A	13	政務活動費の用途制限見直し	政務活動費への法改正趣旨は主に各議員による政務活動の充実にあるにも関わらず使用用途を会派と縛っている現状は本来の法改正の趣旨を全く理解してない事と同じ状態である。 支給先は会派で問題ないが使用に関しては会派または個人と改めるべき。	支給先も含め個人としている事例は数多くある。	

対応 (案)	番号	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	備考
その他(つづき)					
A	14	管外行政視察の抜本的な見直し	現在の管外行政視察の多くは数年前の先進地事例を見に行っているに過ぎず、視察時には既に役に立たない事例が多すぎる。これから新しくできるもの新しいイノベーションを生む視察が殆どない。特に常任委員会視察は意味が大変薄く根本的な考え方を直すべき。	特になし。	
B	15	交渉会派の会派要件(人数制限)の再検討	会派要件を3名以上としているのは適切かどうか。		具体的検討項目「会派のあり方」の中で検討する。

【参考】

	追加する事項	検討の内容・方向性	他市議会の事例等	
A	議員定数の検討	人口減少、社会経済情勢が変化する中で、定数28が適正か。検証の上、必要に応じ是正する。	四日市市議会 △2名	各派代表者会議での検討事項となっている。
B	議会基本条例及び議員倫理条例の早期検討	両条例の早期制定は、議会報告会でも指摘を受けており、早い段階での協議が必要では。		